



コロナに対応する保険？

緊急事態宣言下の今日この頃ですが、如何お過ごしでしょうか？このまま予定通り緊急事態宣言の解除は可能なのか？

オリンピックは開催ありきの動きになっているような？？感染者数の過少発表など、情報操作を行い国際的な信用を落とさないよう願っています。個人的にはやはり初開催の「空手」を是非、観戦したいと思っています。次のパリオリンピックではなくなりますから…

2月13日施行「感染症法」改正、コロナはインフルエンザと一緒に？

「コロナがインフルエンザと同じ」という街頭インタビューの回答をテレビで見かけましたが、恐らく2月13日に施行された「感染症法」の一部改正で新型コロナウイルス感染症の分類が“**指定感染症**”から“**新型インフルエンザ等感染症**”に変更となった事を指していると思われる。

しかし、これは改正の趣旨からいくと決して新型コロナウイルスの扱いが軽くなった訳では無く、むしろ今後継続して実効性の高い対策に取り組むために、政令の1年期限付き指定である「指定感染症」から、期限の無い「感染症法上」の分類に正式指定した事となり、より踏み込んだ対策を行うための強化です。

「新型インフルエンザ等感染症」という呼称が誤解を生んだのかもしれませんがね。弊社でも既にコロナウイルスの罹患によるお支払いが何件も発生しておりますが、後遺症に悩まされ会社に数カ月出勤できないケースも実際に起こっています。

社員が数カ月単位で仕事が出来なくなることも考えられる事態ですので、やはり感染対策には万全を期すべきでしょう。

多能工化、マニュアル整備等、社内の業務をブラックBOXにしない。 会社の業務が一斉停止の場合は兎も角、代替え手段・要員を想定しておく必要性

BCP（事業継続計画）の中でも、基本は①「リスク分散」と②「リスクの最小化」そしてどうしても対策できない物は③「リスクの転嫁」となります。



コロナに関連して言えば、特定の人しか出来ない作業や扱えない機械を減らす事や、情報の共有で誰でも行う事ができるような作業や機械に変更したりと業務の平準化が必要です。弊社でも情報共有のグループウェア等を行っています。今年は業務の平準化がテーマです。

一番代替えが効かないのが「実は社長自身」で有ったりしませんか？

中小企業の経営者は、「トップ営業」「会計管理（経理）」「実務上の作業」「社内のまとめ役」等を一手に引き受けている場合も少なくありません。

社内で一番代替えが効かないのが社長自身であれば、早めに後継者なり右腕となる社員を作っておかないと、ある日突然「長期の入院」等といった事態に遭遇して慌てる事になりかも知れません。本当に難しい部分なのですが、万一の場合に慌てないためにも、とても重要な事です。



「短期的手当や、急場の資金確保など、リスクの転嫁には保険の活用も」

前頁のような対策は長期的・継続的な取り組みが必要ですが、最も手軽な対策が「保険」です。コロナによる休業や店舗・事務所の消毒、PCR検査費用などを補償するタイプの商品も発売されました。

年が明けてから、各保険会社で感染症関連の補償を充実させた商品を発売し始めましたが、少しずつ補償される範囲や内容・支払額なども違いますので気なる場合はご相談ください。

～コロナウイルスでの自宅療養の扱いについて～



重ねてのご案内になりますが、新型コロナウイルス陽性が判明したが、病院の病床に空きが無い為、保健所や公的機関より要請をうけ、自宅やホテルなどの宿泊施設で療養をした場合も、入院とみなされる「みなし入院」として、「医療保険」や「医療補償」で対象になる場合があります。

一般論ですので、詳細はご加入の保険会社に確認する事をお勧めします。

社員の長期休業や、代替え要員の確保にも保険が使えます。

社員が長期出勤できない場合の給与減の補償を備えておく GLTD「団体長期所得補償保険」、社員の側からも喜ばれますが、会社としての出費も少なく済みます。

コロナウイルスの感染リスクの高い職業として、テレワークが出来ない業種やお客様と近距離で接する業種などがありますが、万一業務上の感染が発生した場合には、大半の会社で会社負担されるでしょうが、社員からの給与補償を求められる可能性も有ります。働く人の心理的負担をやわらげる安心材料の一つとして、休業補償を目に見える形で整備する事により、感染リスクが高い業種でも、人材の定着やモチベーションアップに繋がります。

今回のコロナウイルスの流行では、運輸業、飲食や旅行のサービス業などの特定の業種や都市部か？郊外か？等、特定の地域に特に大きな影響が及んでいます。

今まで企業の「事業継続計画（BCP）」は天災（地震や大災害）を想定したものが中心でしたが、「感染症」も大きな事業リスクで有る事が体感出来ました。



最新のニュースですが、経済産業省より令和2年度第3次補正予算で予算額1兆1,485億円の補助事業「**事業再構築補助金**」がスタート予定です。

条件は、今回のコロナウイルスの影響で3カ月平均が前年比10%以上減少し、新分野展開・業態転換・事業転換など事業の再構築を行う中小企業について、一定の条件で最大6,000万円（補助率2/3）までの補助が受けられる支援制度です。

1/3は自社で出費となりますが、思い切った事業の再転換を考えているのであれば、一度活用も視野に入れては如何でしょうか？

経済産業省のチラシを同封いたしますのでご興味ございましたらご覧ください。